

## 令和3年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月9日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 12番 森本 信明

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦	建設環境課長 篠原英男	農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後0時00分

副議長（榎本真弓君） おはようございます。報告します。森本議長より欠席届が提出されております。これより、副議長の榎本真弓が議事の進行を行いますので、よろしく願いいたします。

これから、本日3月9日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラから取材の撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材を、それぞれ許可してあります。

報告します。森本議長から、所要のため欠席届が出ております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

副議長（榎本真弓君） 日程第1 一般質問を行います。

初めに9番、田中三江君の発言を許します。

件名は 1. 立科町男女共同参画長期プランについてです。

質問席から願います。

〈9番 田中 三江君 登壇〉

9番（田中三江君） 9番、田中三江です。通告に従い、立科町男女共同参画長期プランについてお伺いいたします。

男女共同参画社会基本法が平成11年6月に制定され、20年を超えています。国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題とされてきました。立科町でも、昨年、令和2年度から6年度までの立科町男女共同参画長期プランが発効されました。そこで、立科町の男女共同参画社会を町長としてどのように捉えているかお伺いいたします。

副議長（榎本真弓君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。

それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

国においては、国際的な流れを背景として、昭和50年に婦人問題企画推進本部が設置をされ、昭和52年には国内行動計画を策定し、女性の地位向上に係る取組が始まったと承知をしております。昭和60年には、男女雇用機会均等法の制定、女性差別撤廃条約の批准と、取組がだんだんと本格化し、議員の言われているとおり、平成11年に

男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の形成は21世紀の最重要課題と位置づけられました。

以降、次世代育成支援対策推進法や育児介護休業法など様々な法律や行動計画が制定されて、男女共同参画を進めるための環境整備が図られてきており、以前は、結婚や出産を契機に離職される女性も多かったと思いますけれども、仕事を継続しやすい環境などもかなり整えつつあると思っております。

しかしながら、女性の社会進出は、まだ不十分であり、昔ながらの「男は仕事、女は家庭」といったような意識は変わってきているようではありますけれども、当町に限らず社会全体において、様々な組織や地域活動などにおける女性の参画は、まだまだ少ないのではないかと私は思っております。

少子高齢化の進展と生産年齢人口減少に伴う社会構造への悪影響も懸念されている中、今以上に女性の社会進出を促すことを大変重要なことだと認識しております。女性も男性も対等の社会の構成員として、お互いの性の違いを尊重しながら、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮し、活動できる社会を形成していくことが必要であると私は思っております。

以上でございます。

副議長（榎本真弓君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 最近は、町長初め理事者の皆さん、SDGsのバッジをつけていますが、このSDGsは持続可能な開発目標の略称で、17の大きな目標が掲げられています。この目標になっております。その中、5番目に、ジェンダー平等、男女平等を実現しようというあり、これは昨年12月、世界経済フォーラムで発表された世界男女平等2020で、153カ国のうち日本は121位と低く、ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント、能力開発を図ると、日本でも国を挙げて取組が行われてきています。

お伺いいたします。昨年、令和2年度から6年度までの立科町男女共同参画第4次長期プランが発効されました。そこで、前回、平成27年度から31年度までの第3次プランと今回変わった点、重視した点をお伺いいたします。

副議長（榎本真弓君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

第4次の立科町男女共同参画プランを作成するに当たりまして、町民アンケートをとり、計画に反映をさせていただきました。

この計画は、基本、前回の第3次プランを踏襲しておりまして、3つの基本目標、男女共同参画の基盤づくり、多様な生き方ができる環境づくり、安全で安心な社会づくりを掲げ、目標に対して12の施策を策定してございます。この中で、特に、国内での過去の災害時におきまして避難所運営などにおける女性への配慮に課題があったことから、新たに防災分野に係る施策を追加したところでございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 田中三江君。

**9番（田中三江君）** もう少し重視した点をお伺いしたかったわけなんですけど、今もお話ありましたけど、今回のプランで大きく変わったところは、近年多発する自然災害による課題に向けての男女共同参画ですね。

防災分野についての項目を追加されていますけれども、報道等を見ますと、国の目標では、地方防災会議に女性委員の比率を3割としていましたけれども、全国1,487自治体で女性委員がない、または少ない自治体が主で、30%に達していたのは27自治体のみとありました。

また、この11日で発生から10年となる東日本大震災では、着替えや授乳の場所がないなど女性への配慮が欠けた避難所もあり、災害時に女性の視点を反映する体制が求められています。

平成24年には、女性に配慮した災害への取組などの促進を目指した自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案が、コンセンサス方式で採択されたとあります。このコンセンサス方式とは、自然災害における男女の役割の違い、男女平等や意思表示がないことを確認してから採択をされたということでしょうか。

防災分野では、長野県でも女性委員が30%に達した市町村がなく、大きな課題となっております。立科町は、今後、女性委員を増やす施策を考えているのか、また能力を引き出す方策など、立科町の現状と今後についてお伺いいたします。

**副議長（榎本真弓君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

計画にもありますように、多様な視点を反映した防災対策を実施するため、防災会議や消防団員等防災分野への女性参画を進めていく必要があると認識しております。

町の防災会議は、会長が町長、委員は、町議会議員、県職員、町職員、警察署、教育委員会、消防団、自衛隊、指定公共機関として、電力会社及び電話会社、広域消防、自主防災組織を構成する者、または学識経験者のうちから町長が任命する者として、合計23名以内で組織をしている会議でございます。それぞれ防災や災害時の役割分担等を担う立場から委嘱をしております、一部を除き、当て職がほとんどでございます。それら各種団体等の代表者として女性が少ない状況でございます。昨年度の移植状況は、23名中、女性は1名、登用率は4.3%でした。今年度は、町職員の異動により2名、8.7%であります。

女性の登用率を向上させるための方策としては、例えば、地域で結成される自主防災組織から女性を推薦していただくなども考えられると思っております。地域において、自主防災組織の結成や運営体制の整備の際には、女性の視点が反映されたり、女性防災リーダー的な配置などの取組も考えられるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 田中三江君。

**9番（田中三江君）** 今、町長の任命するというお話がございました。女性は、自分からはなかなか前に出にくいというところがあります。しかし、「あなたに」と引き出されますと花が咲くのではないのでしょうか。行政に関わる事業は、特に率先して前に出ない人たちに花が咲く方策を多く出していただくことを要望します。

教育次長にお伺いいたします。昨日、3月8日は国際女性デー、これは女性への差別をなくしていくことを目的に、1975年に国連が制定しました。先月、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森会長が女性軽視発言により辞任しましたが、この発言について、個人の問題より社会の問題として、中満泉国連事務次長など各界のリーダー42人が、辞任して終わりとせず多様性を確保できる差別のない社会にしていこうと、宣言に基づいた行動を呼びかけ、自ら実行を促しています。

立科町も男女共同参画の長期プラン第4次が発効されてから1年が経過しました。第1章の「計画策定の背景と趣旨」が5形体になり、その中の一つ、「国の動き」を見ますと、令和2年までに社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう期待し、各分野への取組を推進、女性の再チャレンジ支援など具体的な施策が盛り込まれましたが、立科町としては、どのような分野にどのような取組の施策、推進や支援など具体的に行われ、そして今回の計画に盛り込まれたのでしょうか、お伺いいたします。

**副議長（榎本真弓君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** 昨日の信毎にも、3月8日の国際女性デーということで国の第5次の計画について、信毎に記事が載っておりましたので、ご覧になられた方も多いのではないかと考えております。

今、議員が言われたとおり、国の計画では、令和2年までに社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合が、国際的な目標であります30%になるよう期待するとの目標を17年前に掲げ、取組を進めてきましたが、目標どおりには進まず、昨年12月に閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画では、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めると目標が先送りされました。

町においては、役場管理職の女性の比率が30%、係長職では33.3%と女性の登用を進めてきたところであり、また、一部委員会では女性委員の比率が50%のところもございますが、行政機関の多くの委員会等の組織では、女性の登用がなかなか思うようには進んでいないのが実情ではあります。

今回の第4次立科町男女共同参画プランでは、「基本目標、男女共同参画の基盤づくり」の中では、施策としまして、政策方針決定過程への女性の参画の拡大を掲げ、町行政分野での男女共同参画の推進、各種委員会や審議会での女性登用に係る広い分

野からの人材の情報収集、役場管理職への積極的な女性の登用、女性リーダー育成セミナー等の情報発信等に努めること、「基本目標、多様な生き方ができる環境づくり」の中では、地域社会における男女共同参画の推進を掲げ、区や公民館、PTA等が主体的、積極的に男女共同参画に取り組めるよう、役員の選出方法や組織の見直しなど先進的な取組事例野収集及び提供、男性の理解と協力を得るための啓発や女性の積極的な参画を推進するための意識啓発を推進することを盛り込んでおります。

副議長（榎本真弓君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 続いて次長にお伺いしますが、大丈夫でしょうか。

立科町の動きを見ますと、20年ほど前から、女性の地位向上、福祉の推進、男女平等、そして男女共同参画社会づくりの強化をうたっています。この目的に対して、どこが変わって何が推進されてきたのか、まず町民意識がどうだったのかをお伺いいたします。

副議長（榎本真弓君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 当町では、平成13年から県の男女共同参画コミュニケーターと連携を図り、男女共同参画を進めるために「ふれあいサロンたてしな」を開設し、固定的な性別役割分担意識の解消、慣習やしきたりの見直しを図るべく、講演会、学習会、研修会、広報等を通じて、男女平等の社会実現に向けた女性の参画意識の向上に取り組んでまいりました。

また、女性が社会進出しやすい環境を整えるため、保育園における早朝、延長、休日一時保育の取組や、児童館における児童クラブの活用などに取り組んできたところでございます。

当時からの住民意識に見られる変化としては、性別によって役割を固定する考え方についての賛成意見の減少、家庭に関する意識では、男性が優遇されているとの意見の減少などが見られる一方、社会通念、慣習、しきたりでは男性が優遇されているとの意見が相変わらず多く、なかなか難しいことだとは思いますが、今後も継続して啓発していくことの必要性を感じております。

副議長（榎本真弓君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 町民意識に対しては、なかなか見えないところがあるんでしょうかね。

町全体を見てみますと、地域代表で選出されている方は男性がほとんどですが、女性が参入することにより、また違った角度からの意見が聞かれるのではないのでしょうか。男女共同参画プランの計画策定の趣旨に、「結果として男女共同参画社会に対する町民の理解は深まり、女性の参画が進んだ分野もありますが、そうでない分野も見られます」とありました。

また、前長期プランで指摘されたように、依然として性別による固定的な役割分担意識や仕組みは、いまだに強く残っており、男女それぞれの行動や生き方、働き方に影響を与えているともありました。

今回の第4次5年計画の中、作成から1年が経過し、何か進展や施策の実行はされましたでしょうか。また今後、実行していこうとする計画は立ててありますか。特に女性委員についてお伺いいたします。

**副議長（榎本真弓君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** お答えします。

今年度は、コロナ禍で研修や講演会などの事業ができませんでしたが、計画に沿って、各種委員会などへの女性の登用を促進するための働きかけ、また、人材の情報収集、先進的な取組をされている自治会などの情報の収集や提供、広報等による男女共同参画に向けた住民意識の向上などに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 田中三江君。

**9番（田中三江君）** 平成31年に行われた町民意識調査の意見を見ますと、男性優位の組織運営、女性側の積極性が十分でないという意見が突出して多くなっていますが、このことについての施策はありましたでしょうか。

また、前は、「女性の能力発揮の機会が十分でない」の意見がとても多かったわけですが、そこが前回より今回は少なくなっています。ですので、今回は女性も、「能力発揮の機会はあるが、積極性が十分でない」というほうが勝っています。これはなぜでしょうか。分析する必要があると考えますが、このことについて見解をお伺いいたします。

**副議長（榎本真弓君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** 議員ご質問の町民意識調査の意見というのは、政治や行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性がほとんど進出していないと言われている理由を尋ねたものでございます。

前回、平成26年度に行った結果と、全体としては同じような傾向ではありますが、女性側の積極性が十分でないという意見が増加傾向にございます。男性優位と言われる組織運営を変えていくには、各組織での女性の登用を増やす、そのためには、政策決定に参画したいと考える女性が増え、また、男が、女がということではなく、協働して社会を創造していくのが当たり前だという意識を誰もが持てるよう意識改革をしていくことだと考えますが、国でも、女性登用の目標を先送りしましたように、なかなか簡単には行かないことだと思っております。先ほど申し上げた第4次立科町男女共同参画プランで策定した施策を粘り強く進めていくことが重要だと考えております。

主だった行政関係の組織の男女比の変化を見ますと、平成26年度に比べ、女性が増えた委員会等の割合は29%、減ったのが38%、同じが33%と、残念ながら女性の割合が低下しております。女性側の積極性が十分でないという意見が多くなってきているのが、男性では、もっと女性にも役割を担ってほしいと考える人が増え、女性では、この分野における性別役割分担の意識が、まだまだ強いのではないかと考えておりま

す。

行政においても、管理職への女性の登用なども進めているところではありますが、今後も各委員会などへの女性の登用の促進や、広報活動などによりまして女性の社会進出を促していきたいと考えております。

以上です。

副議長（榎本真弓君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 現在は、あらゆる分野に女性の参画を進めていくことが求められています。地域組織や団体、企業などに働きかけていく必要もあると言われますが、動きはあるのでしょうか。また、ありましたでしょうか。立科町の具体的な取組、町民への働きかけはどのようなことを実行されているのかお伺いいたします。

副議長（榎本真弓君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

国における働き方改革に資する法整備など、男女共同参画を進めるための環境整備が図られてきたことで、女性の企業等への進出は増加していると思います。

当町におきましても、保育園への未満時の入園比率が増加していることから、結婚や出産を経ても継続して就業する女性が増えていると考えられます。また、今まではほとんど男性のみであった区長や部落長に、女性が選出されるなど変化の兆しも出てきていると感じております。

しかし、外に出ていく女性の就業者が増えてくると、逆に地域での女性活動、特に公民館女性部など女性主体の活動が、仕事を理由に人材が集まらず、高齢化となり活動停止となってしまうという話もあり、バランスが難しいとも感じております。

町の取組では、先ほど申し上げましたとおり、本年度はコロナの影響で実施できませんでしたが、男女共同参画に係る意識啓発を目的とした講演会、学習会、広報等での啓発、女性の社会参画を推進しております先進地の研修など取り組んでいきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

副議長（榎本真弓君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 実際、今次長おっしゃったように、公民館女性部などが各地区で撤退されているところが多くなってきております。女性が活躍する場が減少傾向にあるということは、女性も役割を十分に発揮していただきたいと願うこととございます。そして、今後のまちづくりに影響が出てくるのではと心配もされます。

総務課長にお伺いいたします。国は、一億総活躍社会、50年後も人口1億人を維持し、家庭、職場、地域で誰もが活躍できる社会を目指すとうたっています。昨今、女性の社会進出が進んでいます。そこで、男性も取得できる育児介護休業法も制定されましたが、当町の職員で今までに取得された方はいますでしょうか。また、取得しやすい環境は整っていますか、お伺いいたします。



副議長（榎本真弓君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

職員が育児や介護のために取得できる休暇制度は、そのほとんどが男女問わず認められているものであると承知をしているところでございます。

長期の場合には、子供が3歳に到達するまでの間、取得できる育児休業と、あと6か月以内の期間で取得ができる介護休暇がございます。これら長期の休暇等につきましては、無給の休暇であることや、業務の繁忙期であったり、職責であったり、また多様な要因が考えられますが、過去には男性職員が育児休業を取得した実績はございません。

休暇取得の優先順位から、無給休暇以外の有給である特別休暇を優先して活用していると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、休暇を取得しやすい職場環境は、組織、また職員全体で形成していく必要があると考えております。

以上です。

副議長（榎本真弓君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 取得しやすい環境をとということでございます。

町長にお伺いします。今後、女性も男性も育休、介護休ですか、取得しやすい状況を整えるということが大変重要になってきております。そこで、町長として、町内の事業所の状況は把握することも必要になってきますが、このことについて町長はどのようにお考えでしょうか、また情報交換等はされておられますでしょうか、お伺いいたします。

副議長（榎本真弓君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今の議員の質問にお答えをさせていただきます。

育児介護救護法に基づいて、各企業は休暇制度をつくらなければならないとされておりますけれども、中には制度はあっても運用されていない、また特に、小規模企業などでは制度自体がないということもお聞きをしております。このような場合には、基本、各都道府県の労働局の助言や指導、勧告を行うこととなっておりますので、町が状況把握するという事は、現在、考えてはおりませんが、制度の普及に向けた様々な周知や企業主研修会等行われておりますが、町としても積極的に広報、啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

特に、この問題については、非常にやはり取得していく段階の中で、企業のやっぱり意識改革というのもあるかと思っております。その辺のところを、しっかり促していかなければいけない、このようにも考えております。

副議長（榎本真弓君） 田中三江君。

9番（田中三江君） なるべく町内の企業に啓発等をしていただけるようお願いいたします。

次に、副町長にお伺いいたします。最後の5番ですけれども、新年度からの役場組

織の改編については、男女共同参画の時代と少し外れるところもありますけれども、新年度からの役場組織が大きく改変されますので、この改変により副町長はどのような町を目指そうとしているのかお伺いいたします。

また、役場組織表を見てみますと、子育て支援がずっと教育委員会にありましたね。令和2年度に町民課に移行しましたが、1年で、また教育委員会に戻すということは、何が問題で移行し、また戻したのか、要因をお伺いいたします。

そしてもう1点、今回の改編は新規施策があるのか、改編されるそれぞれの課の状況と併せ、方針等をお伺いいたします。

副議長（榎本真弓君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回の議会に課等設置条例の改正を上程をしています。来年度の役場の組織体制ですが、課レベルでは、現在の観光課と農林課を併せまして産業振興課といたしたところであります。その中に、農林課と観光商工係の2係を設置をいたします。これは、農業、林業、観光業、商工業のそれぞれの分野が連携をして、一体的に推進することを目的としております。最近、農業の中にも観光や商工業の視点を取り入れるもの、観光の中にも農業や林業と連携が必要なものが増えてきていることからであります。

次に、教育委員会関係では、教育委員会事務局組織規則を条例改正と併せて改正をする予定ですが、教育委員会内に子供教育課を新設をいたしまして、学校教育係と町民課の子育て支援係とするものであります。先ほど、令和2年度に町民課に新設をし、また教育委員会ということではありますが、これは、妊娠期から育児、教育まで一貫した連携を改めて考えたときに今回の改正となったものであります。

また、子供教育課の中では、それぞれの係と、あと小学校、中学校、児童館とも連携をする中で、一体的、一貫した連携をしていく必要があるということでもあります。

次に、係レベルでは、現在、企画課に企画振興係と温泉係の2係であったものを、企画情報係、地域振興係、温泉係の3係体制とするものであります。国では、デジタル庁の創設ということで情報化施策を進めております。その中で、町では、そのような動きも見据えた中で、情報課の施策や情報発信の強化という観点から、企画情報係に町の業務を一本化をして推進をしていきます。

来年度の新規事業では、光ファイバーを活用した高速通信網の整備事業、また公共施設、避難所等へのWi-Fiの整備事業など、ハード事業を含めまして行いますが、またSNSを活用しました情報発信業務をさらに強化をして担っていただくということを考えております。

以上です。

副議長（榎本真弓君） 田中三江君。

9番（田中三江君） できれば、改編されて、その方向と情報をもう少し詳しい、副町長から

もうちょっと、こういうことをやるんだというのもう少し大々的な、これだけの改革をするのでございますので、お話をいただけたらよかったかなと思います。

子育ては夫婦で協働し、協力し合い、育んでいかなければなりません。まさに男女共同参画です。子供を持つ親が、何でも安心してその課に相談できる子育て支援係、あっちへ行ったりこっちへ行ったりということで、また教育係で子育ては教育委員会ということで今お話しいただきました。皆さんが安心して相談できる子育て支援係にしていただきたいと思います。そして、よりよい町になるよう邁進していただきたいです。

まとめます。今年の9月に、行政のデジタル化が、さらに進んでいくことになり、人材も必要になります。また、管理職に30%の女性の登用を目指す、男女共同参画長期プランにのっとり、あらゆる分野での共同参画に期待をいたします。

2月11日に行われた地方議長会において標準規則が改正され、その中で産休期間を、「産前6週、産後8週」と初めて明記されました。議員の欠席理由に、育児、介護も加えるとあります。これは歓迎です。

また、男性版産休新設へ、改正法案を閣議決定し、東京都は審議会などの女性委員の割合、2年後の目標を40%以上に引き上げ、様々な分野で女性の視点を反映するとし、来年3月までに35%にする目標が掲げられました。

職場、学校、地域、家庭、そのほかの社会のあらゆる分野で男女共同参画社会の形成に寄与するよう務めなければならないと国民の責務としてあります。

男女共同参画長期プランに沿い、立科町も、各方面において、お互いを一人の人間として尊重し、また能力が発揮できる暮らしやすい町になるよう、身近なところから考えていただくことをお伝えし、私の質問を終わります。

副議長（榎本真弓君） これで9番、田中三江君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時からです。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時59分 再開）

副議長（榎本真弓君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**5番、今井英昭君**の発言を許します。

件名は **1. 行政運営について**です。

質問席から願います。

〈5番 今井 英昭君 登壇〉

**5番（今井英昭君）** 5番、今井英昭でございます。通告に従いまして質問してまいります。

いつものことですが、この一般質問におきましては、両角町政に対して、物言いで

すとかクレームをつけているということではなくて、町のさらなる発展のために建設的な質問をしてみたいので、それをお含みいただきまして答弁のほうをよろしくお願いいたします。

まず、第5次振興計画後期計画の中に、計画的効率的効果的な行政運営として現状の課題や施策の内容が明記されています。その行政運営について、町長の任期が折り返しの2年が終わるわけなんです、その前半の2年間の行政運営に関する成果と後半2年間の課題について質問いたします。

**副議長（榎本真弓君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** 私のいわゆる任期も、しばらくしますと折り返しの2年が過ぎようかとしております。この間、いろんなことがございました。災害、そしてまたコロナというような、今まで経験したことのないような、そういったこともある中で、その運営を続けてきたところであります。

それでは、若干長くなりますけれども、私のほうからご答弁をさせていただきます。

私は、公約に、「健全財政を維持し、自立堅持を貫く」と掲げ、その中で、策道事業の在り方、そしてまた旧保育園跡地の検討を最優先課題と位置づけ、この約2年間、行政運営に携わってまいりました。その中で、行政運営の持続性を確保しつつ、質の高い行政サービスを提供し、町民の期待にこたえ続けるためには、その中心となる職員と組織、そして町の情報等を、計画的に、また効率的に、また効果的に運営していくことが重要であると私は捉えております。

議員おっしゃるように、第5次立科町振興計画後期基本計画に基づき、社会情勢に即した、そして多様化する行政課題やニーズ等を的確に捉え、施策の推進を図っていくことを念頭に常に置いているところでございます。

具体的な施策の内容について申し上げます。

まず1項目めの職員の人材育成と確保につきましては、一層多様化、複雑化する行政課題に柔軟に対応できる優秀な人材の確保と育成が最も重要であると捉えております。令和元年度発生した東日本台風災害の対応や復旧事業、また新型コロナウイルス感染症対策など、私の就任以来、先ほども申し上げましたが、今まで経験したことのない事態に直面している状況であります。限りある人的要員の中で、優先順位も見極めながら対応してきているところではございます。

また、毎年度、必要となる人材確保には、職員採用も積極的に進めるところでございますけれども、近年、若年層の退職者が増えていると感じております。これには、職場環境や職員間のコミュニケーション不足等も一因としてあろうかと思っておりますので、引き続き組織力の強化、持続可能な体制づくりに努めることが必要であると

感じております。

あわせて、今後におきましても、計画的な人材確保、特に私が重要視しておりますのは、専門分野の人材確保の必要性を痛感しているところであり、強く感じておるところでございます。

2項目めとして、行政改革の推進であります。行政改革、特に民間への業務委託では、懸案事項でありました索道事業の指定管理者制度の導入であります。私の就任時点で既に方向性は示しておりましたが、具体的には、令和2年度当初から本格的に進め、昨年11月に移行することができました。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている中で、大変厳しい運営を強いられているのではと推測をしておりますが、今後の白樺高原を中心とする観光業全体の活性化にも寄与する索道事業の安定的な継続運営に注視をしてみたいと考えております。

3項目めは、公有財産の適正な管理及び有効活用についてです。最優先課題として取り組むこととしておりました旧保育園跡地の利用検討につきましても、令和元年度に設置しましたまちづくり創生会議の中で研究検討する3項目の一つに、旧保育園跡地の活用を含む公共施設部会を置き、中央公民館等の施設と併せ、ご提言をいただくことといたしました。ご承知のように、新型コロナの影響で期間を延長しておりますけれども、今後、ご提言を参考に、町として一定の方向を定めてまいりたいというふうに思っております。

4項目めは、広域行政共同事務の推進でございます。1つの自治体では、財政面やその体制により困難となる事務事業については、やはり広域的に取り組む必要がございます。佐久広域連合の消防、医療、火葬場運営などの事務事業や一部事務組合でのごみ処理事業、高齢者福祉事業等、当町における住民福祉の向上のために不可欠であり、今後の行政運営におきましても重要な位置づけは変わりありません。

最後は、計画的、効率的な組織運営です。内容は1項目めと重複する内容もございますけれども、やはり行政運営には組織として人が重要であり、効果的、効率的に運営するためには人事管理や人材育成を計画的に推進していくこと、そして、何よりも事務事業のPDCAサイクルによる改善は、常に必要な重要事項であると強く捉えております。

議員ご質問のこれまでの成果と今後の課題でございますが、それぞれの項目について主だった内容を述べさせていただきましたが、そのほとんどが、これからも重要な課題でございます。現在進行形でもありますけれども、任期後半におきましても、計画的、効果的に着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（榎本真弓君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 町長のほうから細かく成果と課題について答弁いただいたわけなんです、その課題にもつながっていくだろう項目もあると思うんですが、具体的な質問に

入っていきたいと思います。

平成30年8月に発表されました下水道事業における不適切事務処理発生後の第3委員会からの報告書についてなんですが、この報告書につきましては、振興計画の行政運営について、全体的にこれ網羅しておりまして、職員には改めて気づきがあったと思いますし、また新人研修でも、その活用が、そのまま活用ができるのかなど。しっかりとした文書を交わされた行政運営の手引書だと私は認識しています。そのため、今回の項目の中の行政運営の項目に挙げたんですが、この報告書で提言された事項について、現状、今どのような取扱いをされているのか伺います。

**副議長（榎本真弓君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

第三者委員会からの報告書には、基本的な再発防止策の提言として10項目が掲げられております。これは幾つもの要因が重なるなどの原因によりまして、様々な角度からの取組が必要であるとの内容であり、この提言は、理事者はもちろん全職員共有により取り組んでいく重要な位置づけであると認識をしているところでございます。

平成30年8月に報告書の提出をいただきまして、再発防止に向けて、役場庁舎内に係長職全員による検討委員会を立ち上げ、同年12月、不適切な事務処理による再発防止対策についての方針がまとめられ、この中で、防止対策スケジュール及び提言による各項目への改善策等を示し、職員が共有をしております。

平成30年に設置した再発防止推進プロジェクトチーム会議を経て、コンプライアンス及び業務改善の推進のために必要な施策について、全職員が法令を遵守し、業務改善に取り組むため、立科町コンプライアンス及び業務改善推進委員会を昨年2月に設置しております。

この委員会の所掌事務として、1つに、コンプライアンスの推進に関すること、2つ目は、不適切な事務処理等の調査及び再発防止策に関すること、3つ目は、業務改善の推進に関することとし、さらに委員会に部会を設け、実態により優先的に取り組む事項等の洗い出しに向け、体制を整えたところでございます。

しかしながら、年度の切り替え等による委員の変更、また災害復旧、感染症の対策事業等を優先したことから、今年度の後半になってしまいましたが、委員会を開催し、改めて対応内容等を共有したところでございます。今後におきましても組織的に取り組むべき対策等について、継続的に推進をしてまいります。また、事務改善等は、各職員の担当業務におきましても積極的に取り組むよう、面談等により促進をしている状況でございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** この報告書について、取り組んでいるということで次の質問に移れるわけなんですが。防止対策のスケジュールが、その計画にのっとって進められているの

かどうなのか。これは第三者委員会からの報告書を基に、町側が防止対策スケジュールを作成してありまして、短期的、中期的、長期的に分類されていますが、その分類ごと、スケジュールに沿って進められているのか伺います。

**副議長（榎本真弓君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

スケジュールでは、今議員おっしゃったように、短期、中期、長期という分類でございまして、それぞれ短期に取り組む改善等で公印の管理や文書、またメール文書の取扱い、業務データの管理、業務進捗管理などでございます。

地域といたしましては、平成30年度内から取り組む内容といたしまして、事務処理規則や文書管理規定等の職員研修、また、コンプライアンス研修、推進プロジェクトチームの創設、管理職員研修、人事評価の実施等でございます。31年度以降の長期的に取り組むことといたしましては、職員体制の改革、職員のスキルアップ等となっております。

しかしながら、再発防止推進プロジェクトチーム会議で示された内容について、職員に周知された後、すぐ対応したもの、また対応中のもの、遅々として進んでいないものがあることを現在確認をしているところでございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** できているところ、できていないことをはっきりさせて、また次に、このスケジュールにのっとっていただければなと思っておりますが。この基本的な再発防止対策の細目の取組の状況と課題はに移りますが、この報告書の提言、10項目にわたっておりまして、この10項目全部やっていると時間もないので、今回2つに絞って質問したいと思っております。

この対策自体が、町民と約束をして文書として出されているものだと思うんですが、その中で重要な業務の進捗管理、2つ目が、立科町文書管理規定の改正等、こちらについて、今現状の取組についてお尋ねします。

**副議長（榎本真弓君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

基本的な再発防止対策としての10項目は、そのほとんどが継続して取り組むべきことと捉えております。その中で、議員ご質問の2項目について答弁させていただきます。

まず初めの、重要な業務の進捗管理では、現在取り組んでいる内容について申し上げますと、年度当初に各課の主要な業務及び各職員における分掌業務、そして予算執行等に係る重要施策のスケジュールを作成した後、課ごとに理事者のヒアリングを実施し、方向性等も確認した上で業務を遂行いたします。

年度中は、課長、係長、職員による進捗状況の確認を行うとともに、毎月開催して

おります幹部会においては、各課の業務の進捗状況等や課題等の報告、協議を行っているところでございます。また、財政係からは、予算面から修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費等、主に契約行為が伴う事業につきまして、半期時点で執行状況を取りまとめ、適正で計画的な予算の執行と事業の進捗管理、そして未着手事業等の早期促進を行って進めているところでございます。

2つ目の文書管理規定の改正等でございますけれども、第三者委員会の報告書では、文書の收受方法について、効率的な見直しも必要であるとのこと提言を頂き、立科町文書取扱規定の見直しを検討した経過がございます。

しかしながら、規定全体を見直す必要がございますして、時間を費やす中で、年度切り替えの時期と重なるなど調整途中で中断していることが分かりまして、既に見直しを見据えた收受文書等の対応は実施をしておる状況でございますけれども、文書の多様化による電子媒体等の取扱いについての見直しや様式の改正等につきましては、早急に規定の見直しに着手したいと考えているところでございます。

また、パソコン内の文書保管や過去の文書管理等、定期的な整理、処分、適正な管理の対応等、対策等につきましては、課題があると捉えているところでございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** 副町長にお尋ねしたいんですが、今、文書管理につきましては、今、答弁いただいておりますとおりでと思います。この文書取扱いについて、副長をトップとする業務改善を推進する組織体制ということで作るということになっていたのですが、副長に聞くわけなんです。

この文書取扱いにつきましては、平成31年4月に改正するということになっていて、この31年度だとしても、もう既に1年、2年たっているわけなんです。初めのほうに戻ってしまうんですが、再発防止対策自体を重要視されていないんじゃないかなと思われてもしょがないのかなと思っております。一般質問の答弁の中には、これ「早急に」とか、「検討に」というのが魔法の言葉で、今もあつたんですが、これいつまで、やるということを町民と約束しているわけなので、これいつまでに、この文書改定、文書取扱規定の改正をされる予定なのか伺います。

**副議長（榎本真弓君）** 小平副町長。

**副町長（小平春幸君）** お答えいたします。

当然、改定を、改正をしていくということでお約束をしているものですが、先ほど総務課長のほうからお答えをしましたが、若干、今のところでは見直しが進んでいないということでもあります。

これについては、事務処理を進めていく中で、かなりの事務処理のボリュームがあるということも分かっておりますので、現在、それには取り組んでおりますけれども、早急ということしかお答えができないわけですが。昨年の2月に発足をいたしました



たコンプライアンス等業務改善推進委員会、そういった中で、それぞれの委員の皆さんからのご意見を頂戴しながら、早急に改正をしていきたいというふうに考えております。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** この文書管理の規定につきまして肝になる部分だと思いますので、早くにその推進委員会で決めてもらえればと思います。

次に移ります。水道自動検針システムが未導入箇所において、水道メーター交換に併せて新たなシステム導入が必要ではないか、この質問につきましては、委員会ですとか、この一般質問とかで何回も訴えているわけなんですけど、その中で、有線へ加入していない家が増えていることと、有線の今後の在り方のこの両面で、いろんな提案質問してまいりましたが、一般質問の通告書に出した後、この令和3年度の予算の中に、携帯の電波を利用した検針サービスが開始されるという項目がありました。正直、今回のこの質問について戸惑いがあるというのが、これだけ私、質問しているわけですので、担当の方から、こういった事業を考えているということを事前に一言があれば、一般質問のやりがいがあるのかなと思っております。これは余談ですが。

いずれにいたしましても、今回、検針について考えているということなので、中身については、この後、予定されております特別委員会のほうで十分に議論をされると、審議されると思いますが、せっかく通告書を出しましたので概要だけは聞いておきたいと思います。

今回の予算の導入説明を見ますと、有線の老朽化によるということで、有線放送を自動検針しているところから今回入れるのかなと理解しております。そのため、このシステムが未導入の箇所について、今後どのように考えているのかという部分と、あと町として、有線放送を将来どのようにするのかという方針が出たのかという部分について、踏まえて質問いたします。

**副議長（榎本真弓君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** それでは、お答えをいたします。

以前、議員からご質問も頂いておりますが、今回、有線電話施設の状況や、今使用している自動検針システムの送信機に対応したメーターの供給が令和2年度で終了することから、携帯電話の回線を利用した新しい自動検針システムへ移行するため、現在、自動検針を実施しているメーターと送信機を、令和3年から令和6年までの計画で段階的に新しい自動検針システムに対応したものに交換してまいります。

しかしながら、現段階においてですが、費用の関係から、全てのメーターを自動検針システムへ移行する予定はございません。

なお、状況の変化に合わせて、自動検針システムによる検針件数を増やすことも検討してまいります。検針方法としては、自動検針システム、検針員及び役場職員が検針を行うこととなります。

以上になります。

副議長（榎本真弓君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） それでは、私のほうから有線の関係の状況だけお話をさせていただきたいと思います。

実は今、有線放送につきましては、農協のほうで運営をさせていただいているところでありまして、行政放送も行っているところであります。

しかしながら、農協さんのほうでは、現在の施設がかなり老朽化をしてくれているということの中から、今後、更新をしないということが町のほうに申し入れをされております。ですので、どのくらいその有線放送が継続するかということが、ちょっと不安なところがありまして、町では昨年、そのような話があったものですから、昨年からは有線放送に代わる代替施設を現在検討しております。それには、財源の問題だったり運用の問題だったりもありますので、改めて町として施設を設置をしていこうというような考え方を持っておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

副議長（榎本真弓君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） この自動検針については、篠原課長から今ありましたが、いずれにしても、これ委員会がありますので、そちらのほうに、ぜひ聞きたいのと、あと農協のほうにつきましては、これ、あえて聞いたのが、もう当初予算の中に、しっかりこれうたわれていたので、あえて固有名詞も出させていただいたということもお含みおきただけたらと思います。これも同時に、予算特別委員会のほうで、また細かいことは聞いていきたいなと思っております。

次に移ります。改正すべき条例等の見直しがされていないと思うが、現状を問うということで、例規集の見直し、条例改正についての一般質問、過去にしているんですが、その当時の課長の答弁では、見直しが必要だと確認できた時点で速やかに修正を行っているという答弁がありました。しかし、残念ながら、それが行われていなきような事例がありましたので、今回質問いたしたところでございます。

令和元年9月定例会に、立科町子育て支援住宅設置及び管理条例改正案が上程され、改正概要は、入居する際だけ収入確認をするということでしたが、その後は、必要ないというため、今回改正するという説明がありました。子育て住宅は、子育て政策において大きな役割を担っています成功事例の一つだと思っておりますが、その反面、住宅は町で建設されていることから、使用していない住民、また利用したいけどできない町民の方へ向けて、一定のルールですとかハードルは設けておかなければいけないんじゃないかなと、公平性の観点から、毎年そういった収入の確認をするものだと理解しておりました。

そうではなくて、今回、利便性を含めて、今後はこうしていきたいというか、初めからそうだったという説明だったので、私、この改正案には賛成しているんですが。しかし、その点だけ見直しをしますと、ほかの条項で不備があって、これ早急に見直

すということを当時の担当課長から答弁いただいています。その条例改正から1年半たちますが、十分に改正の準備期間があったと思いますが、今後、この条例についての見直しの検討状況について伺います。

副議長（榎本真弓君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、お答えをいたします。

令和元年9月の条例改正以降、時間がかかっており申し訳ございません。立科町子育て支援住宅設置及び管理条例につきましましては精査をしてきている状況でありますので、整合性のとれるように改正したいと考えておりますが、関係する条例もあり、確認する範囲が大きいことから、いましばらくお時間を頂ければと考えております。

以上になります。

副議長（榎本真弓君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 今、検討はされている最中だということで、これが検討されていないとなってしまうたら、またいろいろ次の質問があったんですが、検討されているということですので。

条例自体は、町の法律であって、これ過去にも何回も一般質問でも話しているんですが、やはり誰が見ても分かるような状況ではなければ、かなりの問題が生じる、今のこの条例一つとっても、なかなかこれ読み解いていくと全然違う解釈もできてしまったりという部分もあったりして。ですので、やはりその見直しという部分については、しっかりしていただきたいというのと、これ過去に必要な箇所が確認できた時点で、すぐに改正するという答弁があったわけなんですけど、これ一事が万事いろいろ見ていくと、なかなか今にそぐわないですとか、ちょっとここは表現がという部分も、私が見てもそう思うところがあります。

というのが、今言ったように、この法律の解釈が全然違ってしまえば全く別なものになってしまうので、万人に分かるようなものをつくらなければいけないと思っております。その概念から、各担当課というか、全ての課がそうなんですけど、やはり自分が所管している、担当している条例については、課長だけじゃなくて職員の皆さんも、いま一度見直す必要というものがあるんじゃないかと。これを機に、そういったもの見直しのきっかけになっていただけたらなと思います。

もう一つ加えますと、ただ改正するというのではなくて、やはり町民の利便性が、こう直したらいいんじゃないかというのも同時に出てくると思いますので、そういった視点で、各担当課、今回は建設環境課だけでしたが、ほかの課も含めて、そういったことを、また見直ししていただけたらなと思います。

次に移ります。補助金によって行政運営の一端を担っていると考える「がんばる地域応援事業」について、さらに改善が必要ではないか。行政運営の基本部分だと思っておりますが、町民主体の町政を目指した施策が展開されていると思っております。そういう意味では、町民が地域の力で活力あるまちづくりのために自主的に取り組むこの事業に対

しましては、かなり行政運営の大きな役割を果たしているんじゃないかなと思っております。

また、採択されたそれぞれの団体については、今後期待しているところなのですが、この採択された事業、団体を見ますと、いわゆる営利団体と非営利団体に分類されると思います。この非営利団体につきましては、2年目からは4分の1自己負担しなければいけないという部分で、これちょっとネックになっている部分でもあります。

本事業は、10年以上経過しているわけなのですが、ちょうど大きな見直しの時期になっていると思います。そのための提案質問になっていると思うんですが、がんばれ地域の事業を発展させるために、営利団体と非営利団体に分類をいたしまして、非営利団体には、これ例えばですが、1年目から3年目は最大15万円、4年目から10年目は最大7万5,000円の補助率100%の制度設計の改善が必要だと思いますが、その点について考えをお聞かせください。

**副議長（榎本真弓君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** お答えいたします。

「がんばる地域応援事業」は、地域の活性化及び協働のまちづくりを推進するため、地域が行う自主的で主体的な地域づくり活動事業に対し、補助金を交付するもので、平成20年度に創設し、本年度で13年目となります。交付率及び交付金額は、事業開始から3年間は補助対象経費の100分の75以内、限度額15万円で、事業開始から4年目以降10年目までは補助対象経費の100分の50以内で限度額7万5,000円でございますが、新たに団体を立ち上げて事業を行う1年目は、補助対象経費の100分の100以内、限度額15万円としております。

新たに事業を始めるときには、事業の方向性の検討や機器、設備の購入等により多くの経費が必要になり、おおむね事業が軌道に乗り始めた4年目からは交付金も2分の1とするなど、段階的に交付率等を変える狙いは、11年目以降、交付金がなくても事業継続できるようにしていただくためです。

また、団体の交付金以外の収入は、販売収入、会費や参加費、寄附金、区や部落の会計からの収入でございます。本年度の交付決定20団体のうち、交付申請実績報告では、販売収入がある団体が3団体ありますが、3団体とも会費等の収入もございまして、事業の目的は販売ではないので、全ての団体が非営利団体と捉えております。

非営利団体は交付率を100%にとのご質問ですが、この事業の趣旨は、名称のとおり地域で頑張る団体を町が応援する事業であり、地域のために必要な事業を地域で行えば、当然費用が発生します。それを全て地域が負担するのではなく、その一部を町が支援することにより地域の活性化及び協働のまちづくりを推進するものでございますので、現時点で交付率を変える考えはございません。

加えて、町としては、まちづくり施策に資する事業ではありますが、地域や団体の事業であり、そのため一定の自己負担は必要と考えます。そして、協働のまちづくり

推進と地域の活性化のため、今後も地域や団体と手を携えながら、町も研究をし、可能な範囲とはなりますが、活発な地域活動を支援してまいりたいと考えます。

以上です。

副議長（榎本真弓君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） この補助金を使った中での見直しは難しいということだったんですが、この事業自体が、今課長が答弁あったのもそのとおりだと思います。加えて、私が先ほど申し上げましたように、町民が地域の力で活力あるまちづくりをするということは、要は、ちょっと表現が大げさかもしれないんですが、町の行政ができないことを町民の方にやっていただく、本来ならば行政がやらなければいけないという部分も含まれていると思うんですね。そのために、要は、お金を出しますので地域のほうで解決してくださいという部分も含まれておると思うので、地域だけの確かにその負担という部分もありますし、やっている方の参加費という部分があるんですが、やはりこの「がんばる地域応援事業」自体はそういった項目だとしても、やはりこの行政運営、ちょっと担当課がどこになるか分からないですが、町民が地域の力で活力溢れるまちづくりを達成するために、また違う方面の補助金事業といいますか、町民に行政の一端を担ってもらおうというか、行政運営の一端を担ってもらおうような補助的的事业も必要なんじゃないかなと思いますので、多分、企画課になるのかどうか分かんないですが、担当する課は、またその検討もしていただけたらなと思います。

次に移ります。申請書・通知等のデジタル化について。このデジタル化につきましては、前回の定例会一般質問におきまして、同僚議員も触れております。私もその質問を聞いていて、デジタル化というのは省力化、小コストにもつながり、よいなと思っております。

その答弁の中で、今後、デジタル化の進展に伴い検討していく必要があると考えていくという答弁がありました。きっと今頃、その検討をされている最中だとは思いますが、これ取り入れられるところから、こういったことをやっていけばいいと思っています。

同時に、コロナ禍による新しい生活様式の中で人との接触を減らすために、これから役場の仕事もそれに応じて変わっていくと、これも一般質問の答弁の中にありまして、そのとおりだと私も思っています。その中で、今回具体的に2点について質問いたします。

1点目ですが、町ホームページ上に掲載されている例規集の申請書を全て文字入力可能な形式にできないか。これ例規集ですとか要綱等、ほとんどがワード等でできていて、ダウンロードして、そのまま印刷、直接記入して提出できるってことは理解しています。今回、例えば、町への申請で分かりやすいところでいきますと、老人福祉センターですとか中央公民館などの利用申請を全てオンラインで完結すれば、利用者の利便性も上がるでしょうし、また印鑑の話も前回の一般質問でもありましたが、

その印鑑、脱印鑑という部分で、印鑑も今の現時点では使用申請のところには印鑑も必要なんです、この印鑑が必要なくなれば、こういったオンラインで全て完結できるのかなと思っておるんですが、その点について質問いたします。

**副議長（榎本真弓君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

議員おっしゃるように、今ホームページ上の例規集の様式につきましては、ワード形式、またエクセル形式でダウンロードが可能だという状況でございます。しかしながら、様式が掲載されていないもの、こちらにつきましては、該当者に、利用の該当者に制約があるなど個別に対応が必要になるケースが想定されることから、あえて掲載をしていないというような内容も含まれているかと承知をしているところでございます。

例規集関係以外の申請書につきましては、必要に応じましてホームページ上で申請書のダウンロードページもございますので、そこから取得していただくことも可能となっております。

また、インターネット等を通じまして、申請届出、またイベント等の申込みが行える「ながの電子申請サービス」も随時活用している状況でございますので、そちらの利用も、今度また必要に応じて利用可能としていきたいなというところでございます。

また、現在、洗い出しをしております押印の見直し、こちらの段階におきましても、様式の改正に合わせまして、今後そのような検討ができるのではないかなと思っております。

また、オンライン申請につきましても、そのような段階の中で検討がされていくのかなというように思っているところでございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** 今、答弁の中に、「ながの電子申請サービス」ということで、これも活用していくということがありました。これ、近頃でいくと、町民課が所管していると思うんですが、健康診断について、こちらのサービスを使って、なるべく人に接しない形で申請してということ、古町のほうも担当の方が回ってきて、やっているということがありました。

私自身もこれ、いろんな研修会とか長野県の研修会ですとか、いろんなところで申込みをするときに、この「ながの電子申請サービス」というのをよく活用していたんですが、これ見ますと、立科町、項目見ますと結構やられているんですね。これ教育委員会なのか、町民課なのか、子供関係の申請書というのが載っていて、市町村別に、どういった項目が申請できるかって一覧表ですぐ分かるわけなんです、立科町、決して少なくなく、いろんなものがこれでできるんですが、町によっては町民に対してのアンケートもこちらでやっている、これのシステムを使ってアンケートをとって

るという事例もありました。

今、検討していくということなのですが、この「ながの電子申請サービス」自体がなかなかまだ行き渡っていないのかなと、これが全て私もホームページ見ても、利用者側の規定は書いてあるんですが、その主催者側というか町側の規定というのは、ちょっとホームページ上でなかったもので、どういった制約があるかどうかは、ちょっと理解、分かっていない中での質問なんで恐縮なんですが、やはりその申請書とか、そういうのも、こういったせっかく無料のシステムがあるわけですので、こういったものを十分活用していけばいいんじゃないかなと思いますが、これについての担当課は総務課になるのか、今後、やっていくという話は聞いたんですが、具体的に各課、これみんなが知っている話なのか、まだ試運転の段階なのか、今の利用状況についてお尋ねいたします。

**副議長（榎本真弓君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

こちらにつきましては、既に導入済みでございますが、このサービスができたときに職員に周知をさせていただきまして、それぞれの担当課のほうで、こちらのサービスを利用しているというような状況であると承知をしているところでございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** 総務課が全部これの申請をできないとは思いますが、各課になってくると思うんですが、やはりその各課が周知しているということなので、ここでは再質問しないですが、皆さん知っているということですので、これいろんな、特に町民課関係が窓口多いと思いますので、そういった申請書を、このサービスを使って利用できるんじゃないかと思っておりますので、これについては、また利用状況、また提案質問はまた折を見て続けていきたいと思っておりますので、その間、こういった長野県でやっているサービスを活用してもらえればなと思います。

次に移ります。水道料金についてになりますが、もう既にウェブで明細を発行している自治体というのも既にあります。また、4か月に1度発行される児童手当支払通知書なども、このウェブ明細になれば、省力化、省コストになると思います。そのことから各通知をウェブ明細にできないかについて質問いたします。

**副議長（榎本真弓君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** それでは、まず水道料金の関係で、まずお答えをさせていただきます。

今回、移行を検討しております自動検針システムには、水道使用量の見える化や、明細書のウェブ化できるオプションサービスもございます。ですが、新しい自動検針システムへの移行には費用及び時間がかかるため、現在のところ明細書のウェブ化等の予定はございません。今後、自動検針システムの利用できる件数の推移を見ながら、

必要に応じて検討してまいります。

なお、役場が発送する通知の中でデジタル化に対応できる業務については、それぞれの部署で情報収集等を努めてまいります。

以上になります。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** 状況を見ながらということなのですが、デジタルの流れというのが、テレワークを中心に先進的な取組をしていたり、また、令和3年度におきましては、光通信も補助するということになっております。

また、「がんばる地域応援事業」を活用した「おらの町インターネット講座」というのがあって私も携わっているんですが、定年を過ぎた15名から20名ほどの方が受講されていて、ICTの学習について、そこで十分に学んでいただいております。このため、若い年代からお年寄りまで、このITに触れる機会というのも立科町の中では整いつつもあります。テレワークとかワーケーションも、これからまだ、ますます発達すると思うんですが。

また、「信州ITバレー推進協議会」への入会を、いろんな場面で提案していたんですが、2月24日に、町村としては3番目だと思うんですが、立科町参画いたしました。これプレスリリースされていないと思うんですが、また、これからされるか分からないんですが、とてもいい取組だと私も思っているんですが。

やはり住民サービスに対しても、この波に乗って、デジタルの波という形で、やはり水道の料金については、私、委託してどなたかがやっているかと思ったら、課の方がその取りまとめをやっているという話も今回お聞きしまして、なおさら、やはり外注ですとか、またウェブになれば、そういった作業も減るわけなので、また違うほうで業務もできると思いますので、そのデジタルの流れ、またこの立科町の最先端のデジタルの町にしていってもらったらなと期待しているところでございます。

ウェブの明細につきましては、いずれにしても、これ水道料金だけではなくて、プラットフォームが必要になってくると思いますので、例えば、この話で、水道料金のときに話しましたが、建設課だけではなくて、やはりそのプラットフォームをつくって、町内の方に協力をしていただくというのが、この通知が届かないわけなので、町民の方にこれ協力していただく必要もあります。というのが、この経費削減、省コスト、省力という部分でお願いしていくという部分になると思うんですが、そういった部分で町全体として取り組んでいただけたらなと思っております。

最後の項目になります。指定管理の評価についてに移りますが、去年は、観光行政において大きな転換期となりました。というのが、索道事業においては、指定管理によって運営がスタートしました。また、この4月からは、女神湖センターが指定管理になるということで、この大きな観光施設の女神湖センターと国際スキー場が徒歩で歩けるような動線が描けるような部分ができたら、女神湖通りも、またいつかのこの



にぎわいが復活できるんじゃないかと期待しているんですが。

この施設につきましては、当然、町の予算で成り立っているため、客観的にこの事業の評価、それを公開することが求められますが、行政運営のアウトソーシングの一つである指定管理の評価について、この立科町指定管理者モニタリングマニュアルというのが、スキー場内の全ての分野に網羅しているのかというのが、今言ったように、この大きな指定管理がこれで始まってきていますので、ちょっと確認の意味も含めて、この点についてお尋ねいたします。

**副議長（榎本真弓君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

立科町公の施設指定管理者モニタリングマニュアルは、立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」を立科町において初めて指定管理者制度に導入するに当たりまして、平成23年4月に定めたものでございます。

指定管理者制度は、地方自治法の改正によりまして、平成15年9月から施行され、国のガイドラインや導入済みの自治体等を参考にして策定をしたところでございます。

索道事業の指定管理者制度の導入に際しましても、事前に内容等を確認をしております。今現在ございますモニタリングマニュアルに、またモニタリングに支障がないということで承知をしているところでございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** このモニタリングのマニュアルが、今、平成23年に立科町はできて、その後、改正されていないと思うんですが、このマニュアルの見直しについてになるんですが、施設運用について、労働基準が順守されているのか、またこのマニュアルが視覚的に、誰が見ても理解できるようになっているのか、あのマニュアルを見ますと、かなり複雑で、何回か読んでも、ちょっと理解度が少ないせいかもしれないんですが、かなり複雑になっているというのがあります、いろんな想定されている中で、なので、視覚的に見て分かるような見せ方というか、そういったことも必要なんじゃないかなと思っております。

また、施設管理施設のさらなる発展のために、この第三者によるモニタリングの評価に加え、またこのモニタリングの研修も必要だと思っております。というのが、いずれにしても、これ今、私のほうから申し上げたように、この索道事業を、また女神湖センターの大きな部分において指定管理が始まる中で、やはり立科町としても、この指定管理のモニタリングマニュアルという部分については重要視していただきたいと思っているんですが、その見直しについて、お考えを伺います。

**副議長（榎本真弓君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

表現ですとか内容等に、大変難しい、分かりづらいようなところもあるというご指

摘でございまして、町では必要に応じまして、今までも見直しをしている経過がございます。また、今後におきましても、必要に応じまして見直しをする必要があるということでございます。

第三者の評価ですとか、あとモニタリングの研修ですとか、今のところ具体的に考えているところはございませんけれども、参考として、ご意見としてお伺いしたいと考えているところでございます。

以上です。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** いずれにしても、これ来年から大きな、今現状は1か所の指定管理やっているといるんですが。来年からこの索道関係と、あと女神湖センターのモニタリングというのがスタートして行って、なおかつ、これ年に1回報告するようになっていっているんですが、なかなかその業務自体が見えていないというか、部分も、課題もあると私も思っております。

その中で、担当課が総務課ということで、やはりそれぞれのまたがっている指定管理の中で、総務課が、このモニタリングについても研修をして、いわゆる立科町の施設の有効利用という部分の視点、またこれからのこの立科町の発展という部分で、このモニタリング、重要だと思しますので、その点について、また検討されるということなので、ぜひやっていただきたいなと思っております。

最後に、これ総括で町長に伺いたいと思っております。今回、行政運営について質問してきたわけなんです、行政運営というのが、町民が主体となるために、町民の意見を町政に反映させる、それを実現するために、理事者、職員、また議員が連携して行うというのが必要になってきます。しかし、それができていないという現実があるのかなと私は思っております。

これ例えばなんです、昨日も同僚議員が指摘していた、質問していた部分にもつながるんですが、今年度、立科の畜産、またもっと広く言えば、佐久広域の畜産にとって大きな影響を与える佐久食肉センターの閉鎖という大きな転換がありました。この大きな問題に直面したときに、少なくとも畜産の所管である議会のほうに、議会の総務経済委員会のほうに、昨年6月から一切、一緒に考えていこうという会議はなかったと思っております。当然、全協のほうで説明はあったんですが、そのときには、既に決まっていることだけで、こちらが一生懸命言っても、実はもう全て決まって、その後分かったことで決まっていたことなんだなということも多々ありました。

そういったことで、結局、決まってからいろいろ全協で言われても、その後、私たちのこの意見というのが全く反映されることはなかったのかなと思っております。やはり、町民、また理事者、職員、また議会はクルーだと思っております。特に広域等の諸課題については、町だけで決めていくのではなくて、やはりこの町民、議会も含めて、幅広く意見を聞いて、オール立科で行こうという話はいつも出てくる話なんで

すが、そのオール立科で乗り越えていくという意識を、やはりこの行政運営でも必要だと思えます。その点について、この進め方についての町長のお考えをお尋ねいたします。

**副議長（榎本真弓君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** お答えをさせていただきます。

食肉流通センターに限らず、私、冒頭の中でもご挨拶で申し上げました。やはり広域の持つ特性、そしてまたその重要性、これは議員もお分かりかというふうに思います。その中で、もちろん町民の皆様方ということでございます。これについては、今回、特に食肉流通の問題につきましては、今年の6月から既にスタートしましたけれども、実は、この問題について、私も若干説明不足も議員の皆さんにあったかと思いますが、実は、もう既にこの食肉流通の問題につきましては、平成22年以降から、ずっと佐久広域連合の議会の中でも、また関係する構成町の首長さんの中でも、ずっと議論されてきていました。

その中身というのは、やはりこれだけ赤字が続いてきている、平成15年以降赤字が続いてきている中で、どのようにしていくんだということを、当時議論をされてきたというふうに聞いております。

その中で、広域議会の中でも3か年だか4か年ほど続けて、その問題を集中的にやっていたと、それが平成24年の最後の、年度最後のところで、私も申し上げたかと思えますけれども、全員協議会の中で、いわゆる平成25年の3月末の前に、年度を締める前に、いわゆる見直し、いわゆる経営の見直し、それから処理頭数等の見直し等もかかっていたわけです。その中に初めて蓼科牛という問題が出てきています。時間がなくて申し訳ありませんが、そんなこともありまして、そんなこともありまして、今回、こういった経緯をとりました。今後は、しっかりと町民の皆様方にも諮りながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

**副議長（榎本真弓君）** 今井英昭君。

**5番（今井英昭君）** 食肉センターの、今、すみません、話を聞いたんじゃないくて、この進め方の話を聞いたわけであって、やはり町長、町側が決めるというのは重要なことなんです、やはりその点と点、それぞれの町内7,000人近くの人口がいますので、いろんなところの点と点を結ぶのも、またこれ理事者、また議会の一つの仕事だと思っておりますので、やはりその町側だけで決めるということではなくて、全体的に進めていきたいと思いますということを結びにいたしまして、私の一般質問を終わりにします。

**副議長（榎本真弓君）** これで5番、今井英昭君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後0時00分 散会）